

(註) 今、直線式を $y = a + bx$ とする。(但し) x は年齢、 y は所得乃至支出である。

兩邊を x で除する。 $\frac{y}{x} = \frac{a}{x} + b$

$$\text{今} \cdot \frac{y}{x} = z \quad \text{とおけば}, z = \frac{a}{x} + b$$

$$\text{微分すれば}, \frac{dz}{dx} = -\frac{a}{x^2}$$

次に $a > a_0$ とする。夫々の微分商を求むれば

$$\frac{dx_1}{dz} = \frac{-a_1}{x_1^2}, \quad \frac{dx_2}{dz} = \frac{-a_2}{x_2^2}$$

$$a_1 > a_2 \text{ もあるから}, \frac{-a_1}{x_1^2} < \frac{-a_2}{x_2^2}$$

$$\text{故に}, \frac{dx_1}{dz} < \frac{dx_2}{dz}$$

篠崎信男 金子章正 小林和正 概要(第一次報告)

一、序

今回行つた産児制限實態調査は昭和二十二年一月十五日現在にて、厚生省、都廳、東京大學醫學部の職員、及び日本鋼管株式會社、富士電機株式會社、味の素株式會社の工場労務者を對象として、第一回配票調査を行つて、四月一日現在にて、内務省、商工省、運輸省、農林省の職員を對象として、第二回配票調査を行ふその結果を集計したものである。

調査の中心課題は

- 一、序
- 二、回収率
- 三、有効率

四、受胎調節實行者の割合
五、受胎調節の意圖及び實行不實行の理由
六、受胎調節と收入
七、受胎調節と教育程度

八、受胎調節と年齢
九、受胎調節と結婚年齢
十、受胎調節と婚姻持続期間

十一、受胎調節とその開始の時期
十二、受胎調節と子供數
十三、現存子供數

十四、受胎調節開始時の生存子供數
十五、受胎調節の出産間隔に及ぼす影響
十六、受胎調節の知識を得た事情
十七、將來における受胎調節の希望
十八、人工妊娠中絶

3. 「産児制限」の効果は家族にどう現われてゐるか？

4. 「産児制限」を行つてゐるのはどんな方法を選んでゐるか？

5. 社會の各層から産児制限がどんなに希望されてゐるか？

などである。

あらゆる努力をもつて調査の正確を期したのであるが、何分その性質上非常に困難な調査であるし、特になおパイロット・サーベイとして、對象の數や範圍が限られているから、この結果の取扱いについてはこの點十分に注意されねばなるまい。たゞ本邦には從來産児制限の實態に關する何等見るべき資料がなかつたので、一應の参考資料としてここに發表する次第で、決定的な論斷は今後繼續して行われる本格的調査にまつこととする。

二、回 收 率

第一表に依れば官公職員に對する配布數計三五七一票中、回収數は一五七票で、その回収率三二・四%である。これに對し、工場勞務者の回収率が一五〇〇票中、八五〇票の五六・七%で特に好成績を示してゐるのは、組織立つた労働組合を介して調査した結果と考えられる。

官公職員中特に、農林省が四九・六%の好成績をあげてゐるのも同省職員組合の手を行つたためであると考えられる。

第一表 回 収 率

	配 布 數	回 収 數	回 収 率
官 公 職 員	三、五七一	一、一五七	三二・四%
内 商 工 省	三〇〇	九一	三〇・三%
内 輪 輸 省	一、五〇〇	七八	五六・七%
农 林 省	二七一	一三五	四九・六%
内 運 輸 省	三〇〇	三八〇	一二・七%
内 商 务 省	三、五七二	一、一五七	三二・四%
工 場 勞 務 者	一、五〇〇	八九・四	一七六〇
管 球	七五	九〇	一〇・六

譯 都	厚 生 省	三〇〇	九九	三三・〇
東大醫學部教職員	二〇〇	三四〇	四八・九	三七
工 場 勞 務 者	一、五〇〇	八五〇	五六・七	一八・五
内 富 士 電 機 管 球	七〇〇	三一四	四四・九	四〇〇
工 場 勞 務 者	一、五〇〇	八五〇	五六・七	五〇・八
内 富 士 電 機 管 球	七〇〇	三一四	四四・九	三三・二
工 場 勞 務 者	一、五〇〇	八五〇	五六・七	三九・六
内 富 士 電 機 管 球	七〇〇	三一四	四四・九	三三・一
工 場 勞 務 者	一、五〇〇	八五〇	五六・七	三九・六
内 富 士 電 機 管 球	七〇〇	三一四	四四・九	三三・一

しかし乍ら總計して、配布數五〇七一票中一〇〇七票、三九・六%の回収率は、調査の性質上さして悪成績とは言ひ得まい。蓋し回収成績は被調查者の性生活に對する關心に左右されるところが極めて大きいからで、特にまた過去戦時中出產獎勵の聲が高かつた爲に斯かる調査に對して戸迷う傾向も見られ、白紙の票も相當あつた。しかしその反面回答者は一般に非常に眞面目で、正直に記入している。

三、有 効 率

回収票二〇〇七票について、その内容のいかがわしきものを除き、記入事項に多少空白はあつても集計の可能なるものを有効票としたが、その結果は第二表の示す如くで、官公職員も工場勞務者も共に有効率は八五%以上の一成績である。調査内容自體の困難性に加えて、調査票様式の不備もあつたことを考へると、八五%以上の有効票を得たことは比較的に好成績と言わねばなるまい。

第二表 有効票無効票別

官 公 職 員	有 効 票	%	無 効 票	%
工 場 勞 務 者	一、〇〇四	八六・八	一五三	一三・二

總
計 一、七六四 八七・九 二四三 二・一

四、受胎調節實行者の割合

有効票一七六四票について、受胎調節實行者は總計四六〇人にて、二

六・一%の實行率であるが、職業によつて實行者の割合は相當ちがつてゐる。官公職員は三二・六%で工場勞務者の一七・五%より高い。更にこれを内譯別にみると教官技官において、最も高く四〇%以上であり、工員において最も低く、一五・七%となつてゐる。

第三表 避妊實行不實行の別

官 公 職 員	事 務 官	官 工	現 在	過 去	不 明	行 者	不 實 行 者	總 計	實 行 率
教 官 者 及 そ の 他	事 務 官 教 官 者 及 そ の 他	官 工 場 勞 務 者	三七	二元	允	三元	空七	一〇〇四	三六
技 工 技術者、事務費	事 務 官 教 官 者 及 そ の 他	官 工 場 勞 務 者	九	五	五	七	三	三七	三一
計	計	計	一〇一	三	三	一〇	九	一〇〇	三一
〔註〕現在は現在實行の中の者	〔註〕過去は過去實行して現在實行していないもの	〔註〕時期不明は實行時期の記入していないもの							

見ると、官公職員では三三七名中八九名、工場勞務者では一三三名中二八名更に實行者中過去に實行したが現在は實行していないものを取り出して

ある。但しこれら現在不實行の理由が年齢上最早受胎調節の必要がないなつたためであるか、或は出産を欲するがためであるかは不明で、少くともこの中にあるものは、次の子供が出生すれば、再び實行を開始するものと想像される。

五、受胎調節の意圖及び實行不實行の理由

第四表は第二回調査において新に追加した質問事項「如何なる目的意圖を以て實行したか」についての集計結果である。（故に總數は第二回調査者中實行者の數であつて全體の數ではない。）出産間隔を延ばすためと、計畫的に子供を産むためとが壓倒的に多いのは問題の性質上當然のことである。他の意圖によるものが多少あり、無計畫的な實行者はわづかに一名に過ぎない。兩次調査に共通な細目列記式の實行理由を適當に集約分類して

第四表 受胎調節の意圖別頻度

官 公 職 員	事 務 官	官 工	現 在	過 去	不 明	行 者	不 實 行 者	總 計	割 合	官吏と記入せ る者及び その他
教 官 者 及 そ の 他	事 務 官 教 官 者 及 そ の 他	官 工 場 勞 務 者	三七	二元	允	三元	空七	一〇〇四	三六	四・四
技 工 技術者、事務費	事 務 官 教 官 者 及 そ の 他	官 工 場 勞 務 者	九	五	五	七	三	三七	三一	七・三
計	計	計	一〇一	三	三	一〇	九	一〇〇	三一	七・五
〔註〕現在は現在實行の中の者	〔註〕過去は過去實行して現在實行していないもの	〔註〕時期不明は實行時期の記入していないもの								

〔註〕第四表は第一回調査においてのみ調査した事項で〔計〕の數字が該調査票數

集計せる結果は第五表の示すが如くで、これに依ると子供の養育に關する

を示す。

經濟上の理由が何れも多い。特に工員においては回答者中四〇%以上を占めている。次は妊娠出産に關する母體上の理由であり、更に第三位は以上の二つの理由を併記したものである。この數字は避妊行為が出産それ自體よりもその後に來るべき、經濟問題により多く左右されていることを示すものといえよう。右に對照し不實行者の不實行理由を問うたものが第六表

第五表 實行者實行理由

	官公職員	工場技術員	工員	總計	割合
〔註〕 A .. 妊娠出産に關する母體上の理由	五〇	九	一	三三	一四・九%
B .. 子供の養育に關する經濟上の理由	七	二	二	三七	
C .. 子供の養育に伴う兩親の負擔に關する理由	一七	一	一	三七	
D .. その他の理由	一七	一	一	三七	
E .. 希望するも實行不能(器具薬品に關するもの)	二	一	一	三七	
F .. 不希望(子供數上の理由)	一	一	一	三七	
G .. 無關心及び不必要	一	一	一	三七	
H .. 希望するも實行不能(環境上の理由)	一	一	一	三七	
I .. 不希望(妊娠厭惡)	一	一	一	三七	
J .. 希望するも實行不能	一	一	一	三七	
K .. 無記入	一	一	一	三七	
計	三一六	三一	二一	三一	

第六表 不實行者不實行理由

	官公職員	工場技術員	工員	總計	割合
〔註〕 A .. 妊娠出産に關する母體上の理由	一六六	二七	一四三	三三五	三七・九%
B .. 子供の養育に關する經濟上の理由	八二	二	三五	二二八	
C .. 子供の養育に伴う兩親の負擔に關する理由	一九二	九	三三	二三四	
D .. その他の理由	一六	一	二五	二二	
E .. 希望するも實行不能(器具薬品に關するもの)	二	一	一	二	
F .. 不希望(子供數上の理由)	一	一	一	一	
G .. 無關心及び不必要	一	一	一	一	
H .. 希望するも實行不能(環境上の理由)	一	一	一	一	
I .. 不希望(妊娠厭惡)	一	一	一	一	
J .. 希望するも實行不能	一	一	一	一	
K .. 無記入	一	一	一	一	
計	四二三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	

である。これに依ると無關心及び不必要とするものが最も多く、回答者中三七・九%を占め、特に工員において最も多く、右については子供數の關係から實行を望まざるものが多く二六・五%を占め、特に官公職員では、無關心及び不必要とするものよりも多い。なお、この種の行為を嫌惡していると答えたものも一四・五%あり不實行理由の第三位を占めている。

F “夫妻の意見不一致”

G “その他”

分であり、民族全體とか社會全體に對する考慮は見られなかつた。

六、受胎調節と收入

實行者と不實行者の夫の收入月額を職業地位別に集計した結果は第七表の如くであるが、これに依ると官公職員は實行者の方が高く、工場勞務者は不實行者の方が若干高くなつてゐる。過妊娠の理由が、上にみたよう

第七表 平均收入月額(夫)

	實行者	不實行者
事務官	一、六九五 円	一、三七一 円
工場技術員	一、八三四	一、〇四七
教員	一、四五二	一、一五三
官吏と記入せる者及びその他	一、二七九	一、二八五
工員	一、五二三	一、四五二
工場事務員	一、六〇八	一、三四七
計	一、二七九	一、二八五

に經濟的考慮を中心としている以上、官公職員にあつて實行者の方の收入が却つて高いのは一見奇異に感ぜられるが、しかし不實行者の收入が低いのは、恐らく年齢が若い事、從つてまた子供數も少くて未だ實行しないものが多いためと考えられよう。

七、受胎調節と教育程度

教育程度別にその實行率を見た結果は第八表の如くであるが、觀察數の

第八表 教育程度別實行率

計	小學校	中等學校	高等學校	夫				妻			
				官	公	職員	官	公	職員	官	公
専門以上	三五 (七・七)	四 (三・九)	元 (九・四)	一 (三・三)			三五 (七・七)	三五 (七・七)	三五 (七・七)	三五 (七・七)	三五 (七・七)
中等學校	三五 (七・七)	三五 (七・七)	二 (四・四)	二 (四・四)			三五 (七・七)	三五 (七・七)	三五 (七・七)	三五 (七・七)	三五 (七・七)
小學校	三五 (七・七)	三五 (七・七)	三五 (七・七)	三五 (七・七)			三五 (七・七)	三五 (七・七)	三五 (七・七)	三五 (七・七)	三五 (七・七)
計	三元 (100・0)	三元 (100・0)	三元 (100・0)	三元 (100・0)			三元 (100・0)	三元 (100・0)	三元 (100・0)	三元 (100・0)	三元 (100・0)
無記入	八	八	一	一			一	一	一	一	一
工員											
計											
夫	實數	夫	實數	夫	實數	夫	實數	夫	實數	夫	實數
	%		%		%		%		%		%
妻	實數	妻	實數	妻	實數	妻	實數	妻	實數	妻	實數
	%		%		%		%		%		%

無記入

不實行者

低中小

二〇一四

二二〇二

四二

官公職員	工場技術員、事務員
夫	夫
妻	妻
實數	實數
%	%
實數	實數
%	%
實數	實數
%	%
計	計

小	中	高	低
專門以上	三九	三五	三八
中等學校	二六	二五	二五
小學校	三三	三一	三一
計	一九	一九	一九

無記入	計
七〇	七〇
三七	三七
六七七	六七七
計	計

工員	總計
夫	夫
妻	妻
實數	實數
%	%
夫	夫
妻	妻
實數	實數
%	%
計	計

小	中	高	低
專門以上	一〇	一〇	一〇
中等學校	三一	三一	三一
小學校	三三	三一	三一
計	一九	一九	一九

第八表 附表(口) 教育程度別夫妻組合せ

官公職員	工場技術員、事務員
實行者	實行者
不實行者	不實行者
實行者	實行者
不實行者	不實行者
計	計

高	中	小	高	中	小	高	中	小	高	中	小
專	中	專	專	中	中	專	中	中	專	中	中
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

低	中	高	低	中	高	低	中	高	低	中	高
小	中	專	小	中	專	小	中	專	小	中	專
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

過少な官公職員の内訳を除いてその実行率は概ね教育程度の上昇に伴い高くなっている。たゞ官公職員の妻の場合に全く逆の傾向がでてることについでは、教育程度別の差異が官公職員よりも工員において一層強くあらわれていること、特に小学校卒業者の実行率において顕著な差異のあることを考え合せてみると、職場環境の影響による生活意識の相違は無視し難い事實で、教育程度の低下に伴う低位と低收入とが知的労働を中心とする

る職場環境にあつては、却つて一層強くその実行率を高めることになるのだと考へることもできよう。勿論正確なる論斷は更に今後の本格的調査の結果にまたねばならぬ。

八、受胎調節と年齢

實行不實行の別を失妻の年齢からみた結果は第九表の如くで、實行者は不實行者に比して概して平均年齢が高い。上掲第七表における平均收入が實行者において高い一つの原因はこの事實によつても説明せられよう。

第九章 平均年齢

	夫		妻	
	實行者	不實行者	實行者	不實行者
現 在	年 月	年 月	現 在	過 去
過 去			過 去	

事 務 官	元一〇	三一二	三一八	三一〇
技 術 官	元一七	四一〇	毛一五	三一二
教 官	四〇一八	三九一	毛一三	三一四
官吏と記入せる者及びその他	毛一九	元一二	毛一三	三一八
工 場 事 務 員	三二三	三一三	三一二	三一四
工 員	元一三	元一五	毛一〇	三一〇
總 計	元一四	四一六	毛一〇	三一〇

〔註〕現在及び過去に實行した者の平均年齢を見たので時期不明の者は算出せず。

更に實行者の中でも特に過去に實行して現在は最早實行していないものの方が、現在も引續き實行しているものよりも大體年齢が高い。

即ち避妊の實行に年齢關係が極めて決定的な關聯をもつてゐることが、本表によつて明かになろう。しかしそれは年齢關係が結婚持続期間、現在の收入、子供數等に對して極めて決定的な關聯をもつてゐるからで、

本表中異例と考えられるものもその點を分析することによつてその理由を納得し得よう。即ち一般的には過去實行者の方が現在實行中の者より年齢が高いが、特に教官の場合にのみ過去實行者の方が現在實行中のものより却つて低年齢になつてゐる。しかしその收入、子供數等を比較してみると、平均收入は現在實行者の八六四圓に對し過去實行者は一三〇四圓と遙かに高く、又その平均現存子供數は、現在實行者は男兒一・七人女兒一・一人を得て、平均希望子供數男兒一・九人女兒一・〇人に近い實狀にあるに反し、過去に實行し現在實行していない教官は、平均現存子供數男兒〇・九人女兒〇・七人で一人に充たないのである。而も平均希望子供數は、男兒二・〇人女兒一・三人を欲している。即ち年齢は低いが收入は多く、しかも子供數は特に少ないのである。なお不實行者の年齢が特に現在實行者より高いのは、不實行者の凡てが必ずしも低年齢者ばかりではない當然の結果といつてよい。

九、受胎調節と結婚年齢

實行不實行の別を特に夫妻の平均結婚年齢からみた結果は第十表の如くであるがこれをみても一般に實行者の方が早婚であることが明瞭である。即ち早婚なるが故に適當な子供を既に得て實行に入つたものと考えられるのであり特に、前表の平均年齢と照合する時その婚姻持続期間において、相當の差が出来ることは肯づけよう。但し工員において夫妻とも實行者の

第十表 平均結婚年齢

	夫		妻	
	實行者	不實行者	實行者	不實行者
年 月	二七一	八二八一	六二三一	〇二三一

技 教 官 二六一〇 二七一一 三一一〇 三一四
官吏と記入せる者及 二八一一 二八一八 三三一二 三一六
びその他の 二七一六 二八一〇 三一一一 三一九
工 場 技 術 員 二六一八 二七一〇 三一〇 二一一〇
工 場 事 務 員 二七一五 二六一四 三一九 三一五
總 計 二七一四 二七一六 三一九 三一七
官 二六一〇 二七一一 三一一〇 三一四
官吏と記入せる者及 二八一一 二八一八 三三一二 三一六
びその他の 二七一六 二八一〇 三一一一 三一九
工 場 技 術 員 二六一八 二七一〇 三一〇 二一一〇
工 場 事 務 員 二七一五 二六一四 三一九 三一五
總 計 二七一四 二七一六 三一九 三一七
方が却つて結婚年齢が高いことが注意を惹くが、上掲第八表教育程度別觀察の示すように工員において教育程度別實行率の差異が特に著しいことを考え合せれば實行者の結婚年齢が却つて高いといふことも一應の説明がつかないことはないが問題の核心は結婚年齢そのものよりも、寧ろ之に伴う結婚持続期間や出産頻度、結局は現在の子供數の如何にかゝつてゐるわけである。

十、受胎調節と婚姻持続期間

實行不實行の別を更に平均婚姻持続期間からみた結果は第十一表の如くであるが、上掲第九及十表による夫妻の年齢及び結婚年齢の觀察結果は之によつて更に具體的に肯定せられよう。即ち婚姻持続期間よりみても、實行者は概して不實行者より長く、また實行者中でも過去に於いて實行せるものの方が現在實行者よりもその期間は長い、なお特に教官について、さ

事務官	現 在	實 行 者		不 實 行 者	平均期間
		過	去		
教官	一〇一一	一二一	一二一	八一〇	四年三月
工場技術員	一二一五	一二一九	一二一五	八一一一	四年一月
總計					四一九

第十一表 平均婚姻持続期間

十一、受胎調節とその開始の時期

轉じて實行者が結婚後何年目より受胎調節を始めてゐるかを見る。第十二表の示す如く、官公職員ではいづれもみな四年より五年の間に始めてゐる、之に較べ工場の技術員、事務員は特に早く三年目より始めており、逆に純工員は特におそらく六年二ヶ月より始めてゐる。即ちこれはその經濟的逼迫(第七表参照)にも拘らず、生活合理化の意識の特に立ちおくれてゐるところがうががわれよう。尤もかかる職業、職場別の生活意識の相違について

第十二表 結婚後實行開始までの平均期間

事務官	現 在	實 行 者		不 實 行 者	平均期間
		過	去		
教官	一〇一一	一二一	一二一	八一〇	四年三月
工場技術員	一二一五	一二一九	一二一五	八一一一	四年一月
總計					四一九

は今後の更に詳細なる調査の結果にまたねばならぬ。

十二、受胎調節と子供數

1. 現存子供數

受胎調節に最も關係の深い現存子供數を實行、不實行者別にみた結果は第十三表の示すが如くであるが、これに依ると實行者は男兒は一・五人、女兒一人、計一・七人であり、不實行者は男兒一人、女兒も一・一人で計二・二人となつてゐる。即ち不實行の方方が子供數が少いが、特に男女児一人となつてゐる。

第十三表 平均現存子供數

事務官			技術官			教官		
男児	女兒	計	男児	女兒	計	男児	女兒	計
一・六	一・一	一・七	一・三	一・三	一・六	一・三	一・三	一・六
一・六	一・一	一・七	一・三	一・三	一・六	一・三	一・三	一・六
一・三	一・〇	一・三	一・〇	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
一・一	一・一	一・二	一・一	一・一	一・二	一・一	一・一	一・二
一・一	一・一	一・二	一・一	一・一	一・二	一・一	一・一	一・二
一・三	〇・九	一・三	一・一	一・一	一・二	一・三	一・三	一・三
一・四	一・二	一・六	一・三	一・三	一・六	一・四	一・四	一・六
一・五	一・二	一・七	一・三	一・三	一・六	一・四	一・四	一・六
計			性比(女兒一〇〇に對する男兒數)			行者		
官吏と記入せる者及びその他			官吏と記入せる者及びその他			官吏と記入せる者及びその他		
工場技術員			工場技術員			工場技術員		
工務官			工務官			工務官		
技工			技工			技工		
工場事務員			工場事務員			工場事務員		
計			計			計		

第十四表 希望子供數

(イ) 男女児別希望子供數組合せ

事務官		技術官		教官		官吏と記入せる者		及その他	
男女	夫妻	男女	夫妻	男女	夫妻	男女	夫妻	男女	夫妻
實行者	不實行者	實行者	不實行者	實行者	不實行者	實行者	不實行者	實行者	不實行者
夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六

次にこれら夫妻が如何程の子供數を最も適當なものとして希望しているかを調査した結果が第十四表の示すところである。本表(イ)に依つてみると、實行者の場合は、夫は男兒二名女兒一名、妻は男女兒二名宛を希望するものが最も多く、次に夫が男女兒二名宛を希望し、妻が男兒二名女兒一名を希望するものが多い。次に多いのは夫は男兒三名女兒二名を希望する

と、實行者の場合、夫は男兒二名女兒一名、妻は男女兒二名宛を希望するものが最も多く、次に夫が男女兒二名宛を希望し、妻が男兒二名女兒一名を希望するものが多い。次に多いのは夫は男兒三名女兒二名を希望する

方は男兒一二八・三で、不實行の方方は男兒一〇一・二となる。なお本表中特に注目すべき點は、工員の子供數が避妊開始の時機の遅いにも拘らず、

児數が少いことが注目されよう。いゝかえれば不實行者の不實行理由の中には男兒を希望するということが一つの要因として働いているといつてもよいことになる。なお性比に換算して見ると、女兒一〇〇に對し實行者の

児數が少いことが注目されよう。いゝかえれば不實行者の不實行理由の中には男兒を希望するということが一つの要因として働いているといつてもよいことになる。なお性比に換算して見ると、女兒一〇〇に對し實行者の

技	官	官	官	官
一・二	一・一	一・三	一・三	一〇四・一
〇・八	一・二	二・〇	二・一	六・一・五
一・〇	一・二	二・一	二・一	九・四・四
一・三	一・六	二・五	一・一	一〇三・六
一・二	一・一	二・五	一・一	一一〇・〇
一・一	一・一	二・二	一・一	一〇一・二
工	場	技	術	員
教	官	官	官	官
官吏と記入せる者及 びその他	官吏と記入せる者及 びその他	官吏と記入せる者及 びその他	官吏と記入せる者及 びその他	官吏と記入せる者及 びその他
工	場	技	術	員
計	計	計	計	計

大		五		四		三		二		一	
七		六		五		四		三		二	
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	一	二
八	七	六	五	四	三	二	一	〇	一	二	三
七	六	五	四	三	二	一	〇	一	二	三	四
六	五	四	三	二	一	〇	一	二	三	四	五
五	四	三	二	一	〇	一	二	三	四	五	六
四	三	二	一	〇	一	二	三	四	五	六	七
三	二	一	〇	一	二	三	四	五	六	七	八
二	一	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九
一	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	一一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	一	二
八	七	六	五	四	三	二	一	〇	一	二	三
七	六	五	四	三	二	一	〇	一	二	三	四
六	五	四	三	二	一	〇	一	二	三	四	五
五	四	三	二	一	〇	一	二	三	四	五	六
四	三	二	一	〇	一	二	三	四	五	六	七
三	二	一	〇	一	二	三	四	五	六	七	八
二	一	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九
一	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一

實行者不實行者の現存子供數と希望子供數のひらきは以上の如くであるが、受胎調節と子供數との關係は更に實行者の實行開始時において之を明らかにする必要があろう。その集計結果は第十五表の如くで、これに依つてみると平均男兒一・一人女兒〇・八人計一・九人の子供を持つてから始めている事になる。

特に注目すべきことは右總平均においても、またその職種別内譯においても男兒一名をもつことが恰も實行開始の必要條件であるかの如き觀を呈していることである。内譯別に見て男兒一人をもたないものは、「官吏と

行者の實行開始時の男女児割合は女児一〇〇に對して男児一三八・九となつてゐるのに對し、不實行者の現存子供數の性比は女児一〇〇に對して男児一〇二・二である。之を更に職種別内譯において對照表示してみると児の如くである。

不實行者の現在(女児一〇〇に對し男児)、實行者の實行開始時(女児一〇〇に對し男児)

	事務官	技官	工場技術員	官吏と記入せる者及びその他
男兒	一〇	〇七	一七	（女児一〇〇に對する男児數）
女兒	一一	一〇	一二	
計	一一	〇七	一八	
事務官	〇九	〇九	一八	
技官	〇七	〇六	一八	
工場技術員	一五	〇八	二三	
工場事務員	一一	〇八	一九	
計	一一	一九	三八・九	
官吏と記入せる者及びその他	〇九	〇九	一〇〇〇	
工場事務員	一五	一三	一二七・三	
工場技術員	一五	二三	一八二・九	
工場事務員	一一	一九	三八・九	
計	一一	一九	一〇〇〇	
總計	一一	一九	一〇〇〇	

十三、受胎調節の出産間隔に及ぼす影響

出産間隔の如何は受胎調節の原因となると共に文この結果としても現われ、そして出産間隔の延長は子供數の制限のための中心的な手段であると共に、又それが第一義的な目的として意圖せられ子供數の制限は却つてこの結果として現わることになる。受胎調節の實態は平均子供數の如何よりも寧ろ出産間隔との關係において之に一般と直接かつ具體的に明らかにされねばならぬ。その集計結果は第十六表の示す如くであるが、本表(イ)に依つてみると實行者においては實行開始前は二年五月であつたもの行者の實行開始における子供數を超えていることになる。

このこと自身は、不實行者には無関心からの乃至は主義主張の上からの不實行者がある以上、別に異とするに足る事柄ではないが、子供の性別の問題も無視することのできない強い理由になつてゐるようである。即ち實行者も幾分短かく、そして實行後は格段に長くなつてゐる。この實行者不實行

者別の出産間隔を更に出産順位別に分析して見たものが(ロ)表であるが、

第十六表 平均出産間隔

(イ)

	事務官	技官	教官	官吏と記入 せる者及び その他
行實 者	不實行期間 實行期間	二年月 三十四	二年月 三十八	二年月 三十五
不實行者	(口) 實行者	二年月 三十六	二年月 三十九	二年月 四十一
事務官	工場技術員 事務員	工員	總計	
結婚第一子	一一年	二年月 三十二	二年月 三十一	二年月 三十一
第二子—第三子	一一年	二年月 三十一	二年月 三十	二年月 三十
第三子—第四子	一一年	二年月 三十	二年月 二十九	二年月 二十九
第四子—第五子	一一年	二年月 二十八	二年月 二十七	二年月 二十八
第五子—第六子	一一年	二年月 二十七	二年月 二十六	二年月 二十七
第六子—第七子	一一年	二年月 二十六	二年月 二十五	二年月 二十五
第七子—第八子	一一年	二年月 二十五	二年月 二十四	二年月 二十四
第八子—第九子	一一年	二年月 二十四	二年月 二十三	二年月 二十三
第一子—第二子	一一年	二年月 二十二	二年月 二十一	二年月 二十一
第二子—第三子	一一年	二年月 二十一	二年月 二十	二年月 二十
第三子—第四子	一一年	二年月 二十	二年月 十九	二年月 十九
第一子—第二子	一一年	二年月 十九	二年月 十八	二年月 十八
第二子—第三子	一一年	二年月 十八	二年月 十七	二年月 十七
第三子—第四子	一一年	二年月 十七	二年月 十六	二年月 十六
第一子—第二子	一一年	二年月 十六	二年月 十五	二年月 十五
第二子—第三子	一一年	二年月 十五	二年月 十四	二年月 十四
第三子—第四子	一一年	二年月 十四	二年月 十三	二年月 十三
第一子—第二子	一一年	二年月 十三	二年月 十二	二年月 十二
第二子—第三子	一一年	二年月 十二	二年月 十一	二年月 十一
第三子—第四子	一一年	二年月 十一	二年月 十	二年月 十
第一子—第二子	一一年	二年月 十	二年月 九	二年月 九
第二子—第三子	一一年	二年月 九	二年月 八	二年月 八
第三子—第四子	一一年	二年月 八	二年月 七	二年月 七
第一子—第二子	一一年	二年月 七	二年月 六	二年月 六
第二子—第三子	一一年	二年月 六	二年月 五	二年月 五
第三子—第四子	一一年	二年月 五	二年月 四	二年月 四
第一子—第二子	一一年	二年月 四	二年月 三	二年月 三
第二子—第三子	一一年	二年月 三	二年月 二	二年月 二
第三子—第四子	一一年	二年月 二	二年月 一	二年月 一

二八

工場技術員 工員 總計

	事務官	技官	教官	官吏と記入 せる者及び その他
結婚第一子	一一年	二年月 三十二	二年月 三十一	二年月 三十一
第二子—第三子	一一年	二年月 三十一	二年月 三十	二年月 三十
第三子—第四子	一一年	二年月 三十	二年月 二十九	二年月 二十九
第四子—第五子	一一年	二年月 二十九	二年月 二十八	二年月 二十八
第五子—第六子	一一年	二年月 二十八	二年月 二十七	二年月 二十七
第六子—第七子	一一年	二年月 二十七	二年月 二十六	二年月 二十六
第七子—第八子	一一年	二年月 二十六	二年月 二十五	二年月 二十五
第八子—第九子	一一年	二年月 二十五	二年月 二十四	二年月 二十四
第一子—第二子	一一年	二年月 二十四	二年月 二十三	二年月 二十三
第二子—第三子	一一年	二年月 二十三	二年月 二十二	二年月 二十二
第三子—第四子	一一年	二年月 二十二	二年月 二十一	二年月 二十一
第一子—第二子	一一年	二年月 二十一	二年月 二十	二年月 二十
第二子—第三子	一一年	二年月 二十	二年月 十九	二年月 十九
第三子—第四子	一一年	二年月 十九	二年月 十八	二年月 十八
第一子—第二子	一一年	二年月 十八	二年月 十七	二年月 十七
第二子—第三子	一一年	二年月 十七	二年月 十六	二年月 十六
第三子—第四子	一一年	二年月 十六	二年月 十五	二年月 十五
第一子—第二子	一一年	二年月 十五	二年月 十四	二年月 十四
第二子—第三子	一一年	二年月 十四	二年月 十三	二年月 十三
第三子—第四子	一一年	二年月 十三	二年月 十二	二年月 十二
第一子—第二子	一一年	二年月 十二	二年月 十一	二年月 十一
第二子—第三子	一一年	二年月 十一	二年月 十	二年月 十
第三子—第四子	一一年	二年月 十	二年月 九	二年月 九
第一子—第二子	一一年	二年月 九	二年月 八	二年月 八
第二子—第三子	一一年	二年月 八	二年月 七	二年月 七
第三子—第四子	一一年	二年月 七	二年月 六	二年月 六
第一子—第二子	一一年	二年月 六	二年月 五	二年月 五
第二子—第三子	一一年	二年月 五	二年月 四	二年月 四
第三子—第四子	一一年	二年月 四	二年月 三	二年月 三
第一子—第二子	一一年	二年月 三	二年月 二	二年月 二
第二子—第三子	一一年	二年月 二	二年月 一	二年月 一

第四子—第五子 二十一 二十一 二十七
第五子—第六子 二十四 三十一 二十七
第六子—第七子 三十一 二十九

第七子—第八子 一一七 三十八 二十八
第八子—第九子 一一一 三十一 三十六
一一一 三十一 三十六

之に依つてみると、實行者における出産間隔の延長は第二子と第三子の間に明瞭に觀取せられ、以後概ねその歩調をつづけており、第六子を産むまで見て三年以上の間隔を保つてゐる。これに對して不實行者は一般に第八子を産むまで平均して間隔三年を越えるものはない。なお職種内譯別に見て注意すべき點は上掲第十二表にみた如き實行開始期間の職種別相違が出産間隔の延長時期の上にも現われてゐることで、實行開始の特に早い工場技術員、事務員(三年目よりの實行開始)においては第二子を産む時出産間隔の延長がみられ、反之その特に遅い工員(六年一月より)においては第五子を産む時はじめて出産間隔の延長が現われてゐる。

十四、受胎調節の方法及びその効果

受胎調節の普及状況と、子供數の制限乃至出産間隔の延長等に現われたその効果については凡そ以上の如くであるが、更に右實行者がその實行に當つて實際に使用した技術方法別の種類とその頻度、並に實行者自身の判定によるそれらの方法別の成功率を示すものが第十七表である。これに依つてみるとコンドーム法が最も多く使用されており、その他の方法との併用の場合を除分しても三五・一%という割合を示してゐる。なおそれを使用した結果成功と答えたものは六七名でその成功率は五八・三%である。次に多いのは禁欲法で二一・三%の割合である。その大部分は所謂荻野學説に依る定期禁欲法であるが、回答上明確に定期禁欲法と判定せらるるものにおる定期禁欲法であるが、回答上明確に定期禁欲法と判定せらるるものにお

第十七表 受胎調節方法別頻度及び成功率

方 法	使 用 者 割 合	成 功 率
(定期禁欲法)	七〇	五五・七%
コンドーム法	二五	五八・三%
中絶法	三七	六二・三%
定期禁欲法	二七	六六・七%
コンドーム法	二一	二一・四%
中絶法	一七	五七・一%
喇叭管結禁法	二	一〇〇%
ベッサリーフ法	一	六六・七%
手洗法	〇九	一〇〇%
コンドーム法	〇六	五〇・〇%
ペッサリーフ法	〇三	五〇・〇%
器具	〇一	五〇・〇%
薬品	〇一	七五・〇%
其の他	二七	四四・四%
計	一三三	五〇・二%
無記入	三八	四二・九%
	一〇七	五六・四%
	一〇〇	
	五六・四	

る。その他の方法は何れも以上に比し例數が少く、はつきりしたことは言えない。本表を通覽するに何れも完全に成功したと言えるものではなく、喇叭管結禁と手術が一〇〇%の成功率を示すのみである。勿論これらを實行するにあたつてその技術の拙劣さのための不成功もない譯ではなく、従つて本表の示す成功率は必ずしも各方法の技術的良否を示すものではないことを注意せねばならぬ。

恐らく醫學的手術以外には一〇〇%完全なものは存在しないといつてもよいのではないであろうか。なお本表上特に注目すべき點は方法上特に女性の側に負擔の多い洗滌法、ペツサリーフ法、又は薬品等が割合に使用されていないことで、それが女性の知識が低いためか、乃至はその實用技術の困難なためかは明らかでないが、恐らく双方の理由に基くものと考えられる。

要之、成功率が五〇%内外であるということは、避妊技術と言う點からみてなお研究を要すべき多くのこと柄が残されてゐることを示すものといつてよいと思う。

十五、實行者が最良と思う受胎調節の方法

なお本調査は實行者に對して各自が最良と思う方法についての意見を聞いてみたが、その結果は第十八表の示す如くで、コンドーム法と答えたものが六四人で回答者中三五・〇%を占め、次に禁欲法が多く三四名で一八・六%、これに次いで定期禁欲法とコンドーム法との併用が多い。大體

第十八表 最良方法に對する意見別(實行者)

方 法	官公職員	工場技術員	事務員	工 員	總 計	割 合 %
禁 欲 法	二 八	三	三	三 四	一 八・六	

其 の 他	手 動 品	藥 品	器 具	喇 叭 管 結 禁	洗 滌 法	(定期禁欲法)				(中絶法)				(コンドーム法)				(中期禁欲法)				(レントゲン照射)			
						中	期	期	期	中	期	期	期	中	期	期	中	期	期	中	期	期	中		
計	一四二	一四	二七	一八三	一〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
無 記	一八五	一八	七四	二七七		一	一	一	一	二	二	二	二	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四		
入						二	二	二	二	一	一	一	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三		
						二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二		
						六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六		

實際の使用割合と似た結果になつてゐる。たゞ特に興味ある事實はレンントゲン照射と言う意見が比較的多いことであるが、これは不妊となる恐れがあり、避妊法としての照射技術の問題等について十分な知識をもつた上での回答であるか如何かは斷定し難い。大體各自の實行している方法が最良であると言う結論に終つてゐるようであるが、もつと良い方法を知りたいという回答も相當あつた。

十六、受胎調節の知識を得た事情

また實行者はこれらの實行法をどんな経路から知つたかについて調べた結果は第十九表の示すが如くで、書籍から得たものが壓倒的に多く回答者中四七・七%を占めている、「知人」「醫師」等の答えるは比較的少く、「其の

他」と答えたものの方が却つて多いが、それが如何なる内容を示すものであるかは詳かでない。

で夫は望むが妻が望まないという場合よりも、寧ろ妻の方が望むにも拘ら

第二十表 将來受胎調節に對する望否

	官公職員	工場	技術員	事務員	工員	員	總計	割合	
	實數	%	實數	%	實數	%	實數	%	
夫	妻(望)	三三	(合・二)	三三	(合・三)	堯	(合・六)	三一	(合・二)
妻(否)	三三	(九・四)	三三	(六・七)	一〇	(三・九)	三	(九・六)	
不	夫(望)	一三	(三・五)	一〇	(〇・〇)	三	(三・八)	一〇	(三・六)
夫(否)	七	(三・五)	〇	(〇・〇)	六	(七・七)	七	(四・四)	
行	夫(否)妻(望)	二	(四・〇)	〇	(〇・〇)	夫(100・〇)	夫(100・〇)	夫(100・〇)	夫(100・〇)
者	計	三三(100・〇)	堯(100・〇)	堯(100・〇)	堯(100・〇)	堯(100・〇)	堯(100・〇)	堯(100・〇)	
無記入	三三	堯(三・四)	堯(三・四)	堯(三・四)	堯(三・四)	堯(三・四)	堯(三・四)	堯(三・四)	
夫	妻(望)	三三	(合・四)	三三	(合・四)	堯	(合・六)	三一	(合・二)
妻(否)	三三	(九・四)	三三	(六・七)	一〇	(三・九)	三	(九・六)	
不	夫(望)	一三	(三・五)	一〇	(〇・〇)	三	(三・八)	一三	(三・六)
夫(否)	七	(三・五)	〇	(〇・〇)	七	(七・七)	七	(四・四)	
實	夫(望)妻(否)	八	(一・六)	三	(三・四)	七	(三・六)	七	(三・六)
行	夫(否)妻(望)	三三	(四・八)	三三	(三・四)	三	(三・四)	三	(三・四)
者	計	堯(100・〇)	堯(100・〇)	堯(100・〇)	堯(100・〇)	堯(100・〇)	堯(100・〇)	堯(100・〇)	
無記入	堯	堯	堯	堯	堯	堯	堯	堯	

ず夫が望まないといふ方が多い。このことは不實行者の將來の望否についても同様の結果を示している。次に不實行者の將來における望否については夫妻とも希望するものが五〇%を超えていて、但し夫妻とも依然として今後も希望しないというものも亦四〇%以上を占めている。

十七、將來における受胎調節の希望

最後に將來における受胎調節の望否を集計した結果が第二十表の示す如

くで、實行者は八〇%以上夫妻とも實行を希望しており、夫妻とも希望しないものは一〇%に足りない。なおこの中には最早實行を考慮する必要のない年齢層に達しているもの、または醫學的處理の結果不妊となつたものが多いと考えられる。なお夫妻意見を異にするものが多少あるが、その中

(二十一) 表 人工妊娠中絶

(イ) 割合

	官	公	職員	工場技術員	工場事務員	計
(ロ) 理由別頻度						
經濟上						
子供の健康上						
母親の健康上						
經濟上と母親の健康上						
受胎調節失敗によつて						
無記入						
計	一〇一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

	實行者	不實行者
官	一一・三%	一・〇%
公	六・三	六・〇
職員	五・九	〇・八
工場技術員	九・八	一・三
工場事務員	一・三	一・三
計	一・三	一・三

場労務者の五・九%より遙かに多い割合を示してゐる。又その理由を見る

と親の健康を理由としているものが約八〇%で最も多いが、經濟上と明記せるものも一〇%を超えてゐる。

(二十一) 表

『年齢別子女扶養費に就いて』附表

年齢	育兒費(年齢)	育兒指數(Y)
一歳	二八・九五	一・〇〇
二歳	三〇・二七	一・九〇
三歳	三三・三三	二・一〇
四歳	三一・九六	二・九〇
五歳	二九・五五	三・三〇
六歳	二六・六八	三・七〇
七歳	二〇・二七	四・一〇
八歳	一九・一七	四・五〇
九歳	一八・〇〇	四・九〇
一〇歳	一七・八三	五・三〇
一一歳	一六・六六	五・七〇
一二歳	一五・五〇	六・一〇
一三歳	一四・三三	六・五〇
一四歳	一三・一七	七・九〇
一五歳	一二・〇〇	八・三〇
一六歳	一一・八三	八・七〇
一七歳	一一・六六	九・一〇
計	一一・五七	九・五八

$\Sigma X = 171$
 $\Sigma Y = 155.57$
 $\Sigma XY = 1177.56$